

営業収支で2000万円の純損失

「生命の水」上水道は、四十九年度末で市民の四割まで普及した。このあと、久枝―十市間の南部海岸地帯などの事業がすすめられる。が、供給単価を上廻る給水単価など、経営内容は悪化の傾向にある。

きょうは、監査委員の決算審査を中心に、そのあらましをみてみる。

資本的収支は 積立金で補てん

四十九年度水道事業会計の決算がで、このほど監査委員の審査がありました。

水道事業会計は、水道の使用料としての水道料金や起債・国・県それに市の補助金で経営をしているものです。

決算額は、収益的収入八千二百五十七万円（前年度の二・二割減）支出一億二千九百九十四万円（三五・〇割増）

資本的収入は二億三千三百九十一万円（三九・九割増）支出二億五千七百七十九万円（四三・九割増）と、それぞれ収入に対して支出が多くなっています。

資本的収入額が支出額に対して不足する額一千七百七十九万円は減債積立金三百五十二万円、建設改良積立金四百六十六万円に補てん。なお、不足する九百六十六万円は当年度許可済企業債の未発行分で翌年度に補てんする方法をとっています。

しかし、収益的収入が支出に対して不足する二千三百七十九万円は純損失として赤字で残ることになります。

収益的収支のうち、収入は給水の収益（水道料金）や受託工事の収益など営業収益と新設のときの分損金など営業外の収益のことです。一方、支出は原水・浄水、配水・給水など水を送るための費用や事務的な経費、減価償却などの営業費用と借入れ金の支払い利息などの営業外費用のことです。

収益的収支のうち、収入は給水の収益（水道料金）や受託工事の収益など営業収益と新設のときの分損金など営業外の収益のことです。一方、支出は原水・浄水、配水・給水など水を送るための費用や事務的な経費、減価償却などの営業費用と借入れ金の支払い利息などの営業外費用のことです。

収支を前年度に比べてみますと総収益で二千二百三十万円（二・二割）が減少し、総費用では二千六百七十三万円（三五・〇割）が増加したため四千九百四十四万円の減益となったものです。

供給単価を上廻る 給水原価

この原因について監査委員は、収入面で料金収入は相当伸び（二・三・一割）を示しているものの受託工事収益（四八・七割減）その他の収益が不振であり、一方、支出では物件費、人件費の上昇、支払利息、減価償却費の増加していることに起因している」とみています。

実施された建設事業

大線拡張工事	4830万円
南部広域新設工事	1億754万円
日章拡張工事	3126万円
野中整備事業	3228万円
岡豊新設改良工事	1117万円
桶生増設工事	645万円
その他増設工事	772万円
合計	2億4472万円

経営内容をみてみますと、水道の普及率は四・四割（前年度三八・四割）で、一人当り年間の使用量は九一・三立方分（八八・二立方分）と、それぞれ上昇し、生活水準の向上がうかがえます。

ところで、給水原価は一立方分当り三八四九銭から五五四九七銭に急上昇している反面、供給単価は三二四三銭（前年度三二四三〇銭）と、前年度と同じの状態になっていて、供給の単価に比べて給水の原価が二四四六四銭も高くなっています。

このことについて「供給単価が給水原価を大幅に割った結果、決算で二千三百七十九万円の純損失を計上しているが、試みに給水原価を水道料金の水準として修正すると四千四十一万円の増収となるので二千四十四万円の純利益となる。また資本関係費を控除した給水原価は四〇四九二銭であるから、これを水準として決算を修正すると千五百七十三万円の増収となり四百六十四万円の純損失となる。しかし一般会計からの補助金を試算すると千百万円の増額となるので、これを再修正すると本年度は六百三十六万円の純利益になる」と、監査委員は指摘しています。

四十九年度の決算は、監査委員の決算審査意見書をつけて、九月市議会にかけられる予定です。

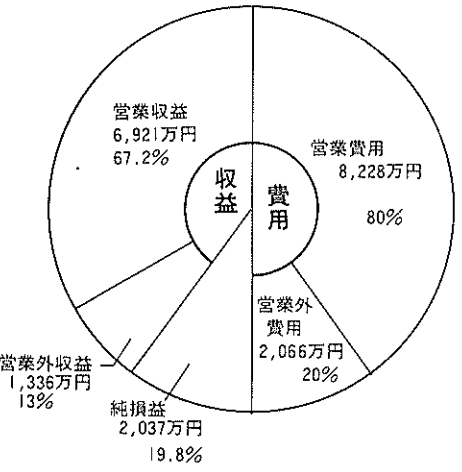
「生命の水」を供給する水道は市民の健康と文化的な生活を支える重要な施設の一つであり、また社会経済活動を支える上でも不可欠な施設である。

地方公営企業は、地方公共団体によって経営されるものである。以て、

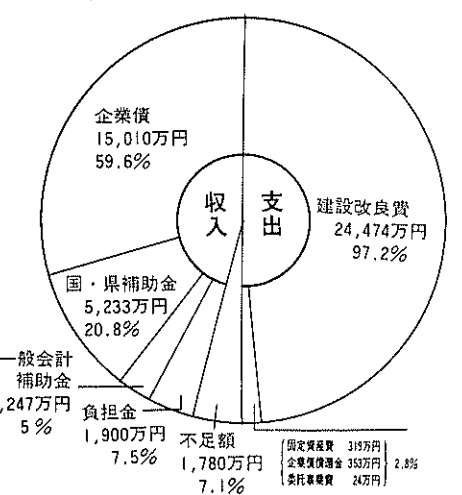
台所の事情をみる

49年度水道事業 会計の決算から

収益的（営業関係）収支表



資本的（建設関係）収支表



監査委員の意見

営業収支で二千四百万円の純損失がでたことは遺憾だ。

借入れ資本で拡張工事など設備投資をし、それが全面稼働していない現状からみれば止むを得ない点もあるが、全機能の活動を図り、営業収入の増加を図らなければならない。

また、供給単価は給水原価を割る状態である。

地方公営企業の料金は、法律で「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を

確保することができるとしてはならない。」とされている。

すなわち、料金の決定基準として公正妥当、原価主義、健全運営の確保の三つがあげられる。

公正妥当は、地方公営企業の「公共性」からの要請であり、原価主義・健全運営の確保は、独立採算制という「経営性」からの要請であるといえよう。

「生命の水」を供給する水道は市民の健康と文化的な生活を支える重要な施設の一つであり、また社会経済活動を支える上でも不可欠な施設である。

地方公営企業は、地方公共団体によって経営されるものである。以て、

公正妥当な料金決定を

上、その本来の目的である公共の福祉の見地にならざるべきである。

「地方公共団体の存立目的は公共の福祉を増進する点にある」といわれるとおり、市の経営する水道事業が市民に奉仕するのは当然のことであり、いわゆる公益事業であることからみても、その公共性を逸脱することは許されない。

このような見地から水道料金は低くあるべきである。しかし、これには限界があると考えられるので、企業自らの合理化、財政援助など、企業外の改善措置、受益者の負担の三点について検討し、公正な水準に設定されるよう考慮された。

給水原価の伸びは上昇の傾向にあるが、一方、費用においても物件費をはじめ諸経費の増高はさげられず、加えて企業債の元利償還金の増大を考えると、財政への圧迫は免れないところであり、経営

水道給水工事指定店

高橋工務店	東崎一五〇七
福川工務店	東崎一四二〇
野村ポンプ工業所	大埔甲一五六五
山下水道店	小籠一九七
高橋水道店	久礼田一三三六
横田工業所	桶生八一七
南国電設	立田八三五
	夜間三二七五